

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第3回条例委任検討部会 議事次第

日 時 平成 24 年 7 月 9 日(月)

18 : 00～

場 所 市役所 15 階 1504 会議室

I 開会

II 議事

- (1) 第 2 回意見募集回答結果の報告について
- (2) 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方
- (3) 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について

III 閉会

**保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会
条例委任検討部会委員名簿**

氏 名	団体名等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学商学部商学科
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科
柴 口 里 則	県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会

（敬称略・50音別）

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第3回条例委任検討部会資料

資料 1 第 2 回意見募集 回答結果一覧

資料 2 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方

資料 3 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について

(参考資料)

介護サービス事業等の基準に関する条例の形式について

第2回意見募集 回答結果一覧

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第2回意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として，現在は厚生労働省令等で定められている介護サービス事業者等の人員，設備及び運営に関する基準を，各自治体が条例で定めなければならないこととされている。

福岡市が条例化するに当たり，事業者等のニーズや要望を把握するため第1回意見募集を行い，その結果等について条例委任部会で検討し整理した上で，市民や事業者等へ第2回意見募集を行った。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年5月22日（火）～平成24年6月15日（金）

(2) 対象者 ・市民

・福岡市内の事業者及び関連団体 約1,800程度

介護サービス事業所	1,737事業所
その他施設	27事業所
関連団体	12団体

(3) 実施内容

- ・厚生労働省令をわかりやすく整理した表を福岡市ホームページに掲示するとともに，集団指導において全事業者へ配布した。
- ・「検討項目（案）」を掲示し，検討内容を示して意見募集を行った。
- ・市政だよりで周知した。

3 意見回収状況

15件（18項目）

（参考）

第1回意見募集の意見回収状況

6件（30項目）

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	175			従うべき基準	※特定施設入居者生活介護 (職員の増員) ①人員基準を利用者3人につき1人配置という基準から、<u>2. 5人につき1人として欲しい。</u>ニーズに沿った個別援助を行いながら生活援助全般、環境整備、行事活動、レクリエーション、サークル活動の計画実施を行うため。そして記録はサービス残業の状態化に繋がり、精神的、ゆとりある援助にほど遠く離職に繋がっている。 ②生活相談員やケアマネジャーも、利用者100人につき1人という現行の基準を、利用者50人につき1人として欲しい。生活相談員は地域との連携・交流の計画等多忙であり、ケアマネジャーは個人のニーズを考慮した計画立案と実施確認を考えると人員配置基準の増が必要だと考える。
2	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	61				(空床状況の報告) 施設系サービスの事業者は毎月末に、福岡市に空床状況をメール等で報告する。<u>それらの情報を福岡市はホームページに掲載し、活用できるようにする。</u>これより、緊急時の施設入所の検討等、迅速な対応の手段となる。
3	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	97	7		参考すべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (評価制度の統一) <u>外部評価と介護サービス情報公表が重なっている。どちらかに統一して欲しい。</u>
4	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	29			参考すべき基準	(重要事項説明書の掲示) 施設系と居宅系と訪問系のサービスを行っており、掲示にはかなりの場所をとるため、重要事項説明書の掲示は、<u>縮小(B5サイズ)版でもよいとして欲しい。</u>
5	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参考すべき基準	※訪問介護 (記録の整備) <u>サービス提供記録等の保存期間について、5年は必要だと思う。</u>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
6	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参酌すべき基準	※訪問介護 (記録の整備) サービス提供記録等の保存期限を5年に延長し統一。
7	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	(生活相談員の要件) 要件を満たす介護経験がほとんど無い者が相談業務をしても意味が無く、逆に不安にさせてしまう可能性が高い。そのため介護福祉士等の資格で数年以上の実務経験を持った者に資格を与え、その豊かな経験からの助言やアドバイスの方が安心できるのではないかと思いますので、<u>生活相談員の資格要件を緩和して欲しい。</u>
8	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	※通所介護 (生活相談員の要件) 生活相談員は介護の業務も兼務する事が多く、介護福祉士は利用者との接し方等、利用者に対する技術が備わっている。また、介護福祉士を認めている県もあることから、<u>生活相談員(デイサービス)の資格について、介護福祉士も加える。(数年の現場[介護]経験者も可。)</u>
9	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	42	1		従うべき基準	※認知症対応型通所介護 (生活相談員の要件) 同等以上の能力を有する者という基準設定が分かりにくいので、<u>生活相談員の資格基準を明確化する。</u>
10	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	34	1		参酌すべき基準	※訪問介護 (広告) 広告を見た利用者が、又は関わる人が介護保険法にて定められていないサービスの打診がある場合があると思います。契約時に重要事項説明等で説明してもチラシ等を見て困惑される利用者が出ていると思うので、<u>訪問介護事業所が広告をする場合、現状においてどの位迄の広告が広告の部類にあたるのかが不明確である。事業所のチラシを投函(一般世帯)している事業所もあると耳にしているが、これらについても集団指導の場において、してはいけない事を今一度説明して欲しい。</u>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
11	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	102	2			※認知症対応型共同生活介護 (医療連携体制加算の要件) 正看護師・准看護師の経験技術面はあまり格差は見られないことと、賃金の面からも負担を軽減するため、医療連携体制加算の要件は正看護師だけでなく准看護師も可として欲しい。
12	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	103	1		従うべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (職員の配置) グループホームや小規模多機能型の人員基準は、他サービスと同じ、利用者3人につき介護職員1人という基準にして欲しい。 (グループホームや小規模多機能型の人員配置には、利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定があるのを緩和して欲しい)
13	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	91	1		従うべき基準	※認知症対応型共同生活介護 (管理者の責務) ユニット1つずつの管理のカウントではなく、ホーム全体の管理を1つとして、他の職務も兼務できるようにして欲しい。(ユニット毎に常勤専従という規定を緩和して欲しい)
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	85				※小規模多機能型居宅介護 (地域における事業所の連携) 同じ地域内にある事業所が集まることで、地域住民、企業とも連携が取りやすくなる。今までは同業の事業所が集まっていたことが、同地域の異種事業所が集まることで、事業所同士も地域について、より取り組みやすくなる。地域包括支援センターの区域を目安に、地域との連携を図るにあたり、市側から日常生活圏域内にある介護事業所同士が集まる機会を設けて欲しい。
15	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	3 の 30	2			※夜間対応型訪問介護 (事業所の連携) 夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態を創設できないか。

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
16	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	80	1			※訪問リハビリテーション (医師の指示) 訪問リハビリテーションは、通院等困難な方へのサービスだが、他事業所の医師が主治医の場合、当事業所の医師の診察も必要であり、2か所の診察を受けることは、本人、家族にも負担が大きい。また、通院も往診(訪問リハビリテーションのある事業所の病院への)も困難な時は、実質訪問リハビリテーションは困難となっているため、「<u>訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び～</u>」とあるが、<u>当事業所の医師の指示だけでなく、他事業所の医師の指示(直接的な)でも情報提供書だけでなく直接的な指示でサービスを提供できるようにして欲しい。</u>
17	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	96	3	1		※通所介護、通所リハビリテーション (利用料等の受領) 費用の設定金額について、ある程度の基準があれば設定しやすいので、「<u>事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u>」についての基準化して欲しい。
18	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	9	3			※介護老人福祉施設 (施設が準備すべき用品) Q&Aの中で、車いす、エアマットについては記載があるが、その他の福祉用具、介護用品等について、施設基準や各種法令、老企第54号(厚生労働省老人保健局通知)では示されていない。可能であれば、施設が準備すべき介護用品、福祉用具及び医療用品等について福岡市の独自基準として具体的に列挙して欲しい。

介護サービス事業等の基準についての
福岡市の考え方

介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方

1 基準の検討についての基本的な考え方

1. 介護報酬等の変更は行わない
2. 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微な変更にとどめる)
3. 参酌すべき基準を重点的に検討する

2 福岡市が定める基準についての考え方

1. 厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。
～厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。
2. 福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。
～厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。
3. 福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。
～利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

福岡市の独自基準の例(サービス記録等の保存期限について)

【現行法令】

介護サービス事業者は、利用者の介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

【方向性及び理由】

- ・ 介護報酬(時効5年)の不正受給等による返還指導のため、保存期限を5年に延長する。
- ・ 保管場所の確保等の事業者負担を軽減するため、介護報酬請求関係以外の書類の保存期限は現行どおり2年とする。

<参考>

○ 条例制定の背景

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等は、これまで介護保険法等に基づき、厚生労働省令で最低基準が定められ、当該省令が、全国一律の基準として適用されていた。

国の進める地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(いわゆる第1次一括法及び第2次一括法)」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、介護保険法・老人福祉法・社会福祉法が改正された。これにより、介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等について、地方自治体の条例に定めることになった。

○ 新たに福岡市条例で定めることとなる基準

区分	新たに条例で定める基準省令	種別
施設サービス	・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
	・ 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設
	・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	介護療養型医療施設
	・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム
	・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホーム
居宅サービス	・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
地域密着型サービス	・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・ 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス
居宅介護支援 介護予防支援 ※1	・ 指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	居宅介護支援 介護予防支援

※1 居宅介護支援、介護予防支援については現在、通常国会で審議中。

○ 厚生労働省令で示された基準

厚生労働省令では、介護サービス事業等の人員・設備・運営の基準等について、新たに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型が示され、地方自治体は、この分類に従い、具体的な基準を条例で定めることになった。

区 分	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準 (条例の内容を直接拘束する)	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果としてであれば、 地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

福岡市独自基準についての検討項目及び
その対応の方向性について

（ご意見をいただいた事業者・団体等の数）

○第1回意見募集	6
○第2回意見募集	15
合計	21

（意見の数）

○第1回意見募集	30
○第2回意見募集	18
合計	48 ※1

※1 資料3の意見件数の合計48件と一致。

（検討項目の内訳）

○意見募集で出た検討項目 ※2	24
○事務局としてあげた検討項目	26
項目数合計	50

※2 意見は48件であるが、1つの検討項目について、複数の者から意見が出されているものもあるため、24件となっている。

（検討項目の対応）

○条例等で福岡市独自基準を規定するもの	23
○要綱等の運用で対応するもの	10
○現行の国基準どおり	17
項目数合計	50

検討項目及び対応の方向性（案）の概略

1 条例等で福岡市独自基準を規定するもの・・・23項目

【検討項目No.1】 暴力団の排除について	
現行法令	規定なし。
方向性及び理由	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため条例等に規定する。 なお、条例委任されていないサービスについても暴力団排除の規定を新たに追加して定める。

【検討項目No.2】 特別養護老人ホームの多床室の定員について	
現行法令	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）
方向性及び理由	多床室においては、居室定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては、例外を認めざるを得ないことが想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と条例等に規定する。

【検討項目No.21】 サービス提供記録等の保存期限について	
現行法令	介護サービス事業者は、利用者の介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
方向性及び理由	介護報酬の返還請求時には当該請求の時効である5年前までの書類の確認が必要であるが、現基準の保存期限2年のままでは確認すべき書類が既に廃棄されているため、保存期限を5年に延長する。なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の国基準どおり2年とする。

2 要綱等の運用で対応するもの・・・10項目

【検討項目No.3】 入居定員を超えて入居させる事情の明確化	
現行法令	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
方向性及び理由	やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応していく。

3 現行の国基準どおり・・・17項目

【検討項目No.6】 認知症対応型通所介護と、通所介護の設備の専用規定の緩和	
現行法令	認知症対応型通所介護の施設は専用とすること、ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない。
方向性及び理由	ただし書きで介護の提供に支障がない場合は利用を認められており、それ以上の要件緩和は利用者処遇の低下を招くため、現行の国基準どおりとする。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
1 条例等で福岡市独自基準を規定するもの・・・23項目								
1	介護 保険法	全般	暴力団の排除	—	役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討。	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない。	—	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため条例等に規定する。 なお、条例委任されていないサービスについても暴力団排除の規定を新たに追加して定める。
2	設備 基準	特養	特別養護老人 ホームの 居室の定員	参酌すべき基準	多床室の定員緩和を検討。	1人、ただし必要な場合は2人 とすることができる。（夫婦部屋への対応）	1	多床室においては、居室定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては、例外を認めざるを得ないことが想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と条例等に規定する。
3	設備 基準	グループ ホーム	居室	従うべき基準	9.9㎡（内法）以上を確保することを検討。	一つの居室の床面積は7.43㎡ （約4.5畳）以上。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） グループホームは、利用者が自宅で使い慣れた家具等を持ち込む場合もあり、快適な住環境を確保するため、9.9㎡（約6畳）以上として条例等に規定する。なお、平成13年度から公募要件に当該面積基準を付して対応している。（平成21年度から9.9㎡）
4	設備 基準	施設系 短期入所	多床室における プライバシー の配慮	—	間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする等の規定を検討。	規定なし	—	多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるが、一方、パーテーション等の設置には、採光やスペースの課題もあるため、努力義務として条例等に規定する。
5	設備 基準	施設系	浴室、トイレ の構造	参酌すべき基準	出入口の幅等、介助を考慮したものにする規定の追加を検討。	【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・療養室のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設ける。	1	介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるよう各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cmを確保することを条例等に規定する。 なお、特別養護老人ホームについて、平成23年度から当該項目を公募要件に付している。 ＜福岡市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル＞ ・車いすが通過できる最低幅 80cm ・車いすがとおりやすい幅 90cm ※100cmの考え方 車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
6	設備 基準	施設系 居住系	バルコニー などの設置	—	2階以上の建物の場合、バルコニーや屋 外階段の設置を検討。なお、バルコニー は、車いすが通行可能な幅で検討。	規定なし	—	①施設系 バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となるた め、条例等に規定する。バルコニーの幅は、車いすが通行可能な 内法有効90cm（最低80cm）とする。また、建物の周囲全てが 望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所 をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目 を公募要件に付している。 階段は、建築基準法施行令により施設系の建築物において、5階 以下の階の対象階の居室面積が100㎡を超える場合は、直通階段 を2箇所以上、屋内階段・屋外階段のどちらの避難階段でもよい と規定されており、バルコニーから通じる屋外階段の設置は事業 者にさらに過大な負担を強いるため、対象としない。 ②居住系 居住系のうち定員が小規模（18人以下）の事業所は、利用定員が 少ないことや事業者の負担増が伴うことから、バルコニーや屋外 階段の設置義務を一律に設けることは適当ではなく、要綱等の運 用で対応する。
7	設備 基準	特養	介護老人福祉施 設の設備規定	—	汚物処理室の設置を検討。	規定なし （老人福祉法の特別養護老人 ホームには規定されている。）	—	老人福祉法の基準では、汚物処理室の設置が定められているが、 介護保険法の基準では設置の規定がないため、統一を図るため条 例等に規定する。
8	設備 基準	全般 ※訪問系等を 除く	手すりの設置	—	必要な部分に手すりの設置を検討。	規定なし （老人福祉法の特別養護老人 ホームには規定されている。 「廊下及び階段には、手すりを 設けること。」）	1	老人福祉法の基準では、廊下及び階段には手すりを設けることと 規定されているが、介護保険法の基準では規定がないため、統一 を図るため条例等に規定する。
9	運営 基準	全般 ※養護・ 軽費・ 特定施設 を除く	内容及び手続き の説明及び同意	従うべき基準	文書により同意を得ることの義務化を検 討。	サービスの開始について利用申 込者の同意を得なければならない。 。	—	口頭での同意であっても契約は成立するため、書面による同意ま では求められていないが、利用者と事業者の双方を保護する観点 から、書面による契約の義務付けを条例等に規定する。
10	運営 基準	施設系 居住系 養護 軽費 居宅介護支援	サービス提供 記録の 利用者への提供	—	利用者からサービスに関する記録の提出 の申出があった場合には、文書の交付そ 他適切な方法により、その情報を利用 者に対して提供する規定の追加を検討。	規定なし （在宅・通所系サービスには規 定されている。）	—	利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場 合は、その情報を提供することは必要であり、在宅・通所系サー ビスにあわせて、施設・居住系サービス等も条例等に規定する。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
11	運営 基準	施設系 短期入所 居住系 小規模 養護 軽費	サービスの 取扱方針	従うべき基準	身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討。	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」で示されているが、身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られることから条例等に規定する。
12	運営 基準				身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等の追加を検討。	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、「身体拘束廃止委員会」等により施設全体で検討すべき内容であり、現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに明確化する必要があるため条例等に規定する。
13	運営 基準	全般	勤務体制 の確保等 (研修機会の確保)	参酌すべき基準	具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討。	従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	—	職員の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため、研修計画の策定については条例等に規定する。なお、研修結果の記録は国の解釈通知に定められており、要綱等の運用で対応する。また、計画的な人材育成の仕組みについては、今後運用の中で対応を検討する。
14	運営 基準				利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる努力規定の追加の検討。	＜高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条＞ 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。	—	高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため、条例等に規定する。
15	運営 基準				研修の機会の中に外部研修の追加を検討。		1	従業者の資質の向上を図るためにも外部研修は有効なものと考えられるため、条例等に規定する。
16	運営 基準	施設系 居住系 養護 軽費	非常災害対策	参酌すべき基準	想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	非常災害に関する具体的な計画については、介護保険3施設、老人福祉施設及び特定施設等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があることから、当該施設の立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを条例等に規定する。また、他のサービスは個別の作成までは義務付けないが努力規定を設ける。近隣住民、医療機関等との連携体制の構築等については、国の解釈通知に定められており、要綱等の運用で対応する。
17	運営 基準	特定施設 短期入所	衛生管理等	—	特別養護老人ホームや介護老人保健施設同様、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。）	—	特定施設・短期入所においては、ノロウィルスやインフルエンザが集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同程度の衛生管理の徹底を図るため条例等に規定する。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
18	運営 基準	全般	重要事項の掲示	参酌すべき基準	①事業所においては見やすい場所に運営 規程の概要ほかの重要事項を掲示する こととなっているが、冊子等で閲覧で きるようにしている場合も掲示と同等と 見なし、「又は閲覧できるように」を追 加することを検討。 ②重要事項の掲示は、場所をとるため縮 小（A4→B5サイズ）も可能としてほ しい。	介護サービス事業者等は、事業 所の見やすい場所に、運営規程 の概要、従業員の勤務の体制そ 他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要 事項を掲示しなければならない。	1	在宅系サービスは小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している 実態がある。また、掲示はしているものの文字は小さく掲示の目 的を達成していない等の場合もあり、閲覧を可能とした方が現実 的な対応であり、条例等に規定する。 掲示物の縮小については、今後運用の中で対応を検討する。
19	運営 基準	特定施設 短期入所	事故発生の防止 及び 発生時の対応	—	特別養護老人ホームや介護老人保健施設 同様、事故発生防止のための委員会の開 催、指針の作成や研修の実施などを規定 することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームや介護老 人保健施設には規定されてい る。）	—	特定施設・短期入所においては、事故が発生しており、特別養護 老人ホーム等と同程度の事故防止の徹底を図るため条例等に規定 する。
20	運営 基準	全般 ※施設系・養 護・軽費・居 宅介護支援を 除く	事故発生時の 対応	—	事業者の市町村等への連絡に「速やか に」の追加を検討。	規定なし （介護施設には「速やかに」と 規定されている） <特別養護老人ホームの設備及 び運営に関する基準第31条第 2項> 入所者の処遇により事故が発生 した場合は、速やかに市町村、 入所者の家族等に連絡を行うと ともに、必要な措置を講じな ければならない。	1	事故発生時の対応では「速やか」な対応が必要なため、介護施設 に合わせ、在宅系サービスも条例等に規定する。
21	運営 基準	全般	サービス提供記 録等の保存期限	参酌すべき基準	保存期限を5年に延長を検討。（介護報 酬（時効5年）の不正受給などによる返 還指導のため、確認書類が必要。）	保存期限は完結してから2年。	2	介護報酬の返還請求時には当該請求の時効である5年前までの書 類の確認が必要であるが、現基準の保存期限2年のままでは確認 すべき書類が既に廃棄されているため、保存期限を5年に延長す る。なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存 期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定す る。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の 国基準どおり2年とする。
22	介護 保険法	居宅系 地域密着型	申請者の基準	—	申請者の法人格について定める。	法人であること。	—	福岡市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべ き特段の事情はないことから、改正前の介護保険法で規定されて いた基準を福岡市の基準とする。
23	介護 保険法	特養	入所定員	—	①地域密着型介護老人福祉施設の入所定 員を29人以下とする。 ②介護老人福祉施設の入所定員を30人 以上とする。	①地域密着型介護老人福祉施設 の入所定員を、29人以下で あって、指定権者の条例で定め る数とすること。 ②介護老人福祉施設の入所定員 を、30人以上であって、指定 権者の条例で定める数とす ること。	—	福岡市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべ き特段の事情はないことから、改正前の介護保険法で規定されて いた基準を福岡市の基準とする。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
2 要綱等の運用で対応するもの・・・10項目								
1	人員 基準	全般	生活相談員の 資格要件	従うべき基準	生活相談員の資格要件の明確化を検討。 （意見）生活相談員の要件緩和 ・介護福祉士等の資格で実務経験数年以上の者にも資格を与える。（介護経験のない有資格者は不安） ・生活相談員は介護の業務も兼務することが多く、利用者との接し方や技術が備わっているため。また、介護福祉士が生活相談員として認められている県もある。	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者。	6	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者の範囲は要綱等の運用で対応する。（従来、指定権者であった県が要綱で定めていたものと同様に取り扱う。）
2	運営 基準	施設系 居住系 短期入所	施設が準備 すべき用品	—	歯ブラシやおむつ代など、介護報酬の範囲に含まれるものと自己負担になるものを明示してほしい。	国の解釈通知等に記載されている。	1	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 国の解釈通知等で例示列举等の形で解釈が示されているが、福岡市でも同様に通知やホームページ等で解釈を示す方向で検討する。
3	運営 基準	施設系 短期入所	定員の遵守	参酌すべき基準	やむを得ない事情の明確化を検討。	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	—	やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応していく。
4	運営 基準	施設系 居住系 養護 軽費	非常災害対策	参酌すべき基準	備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	当該物資の確保については、現在の基準の非常災害に関する具体的な計画の中で定める内容であり、要綱等の運用で対応することとし、努力規定で検討している。 なお、現在は、平成24年3月に福岡県が作成した「防災計画策定マニュアル」において示された（物資の備蓄等の）考え方を活用している。
5	運営 基準	グループ ホーム	広告	参酌すべき基準	広告してよい範囲と方法を明確にしてほしい。	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	1	広告の内容が虚偽又は誇大なものである場合には、苦情相談や実地指導において対応しており、今後運用の中で対応を検討する。
6	運営 基準	全般	苦情処理	参酌すべき基準	苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討。	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 必要な措置は、国の解釈通知に定められており、要綱等の運用で対応する。
7	運営 基準	地域密着型	地域との連携	—	市側から日常生活圏域内にある介護事業所が集まる機会を設ける。	規定なし	1	地域の介護事業所の連携については、今後福岡型地域包括ケアシステムを検討する中で検討していきたいと考える。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
8	運営 基準	施設系 養護 軽費 グループ ホーム	市町村への 空床状況の報告	—	施設系サービスの事業者は、毎月末に、各市町村に空床状況をメール等で報告する。それらの情報を各市町村はホームページに掲示し、活用できるようにする。	規定なし	1	入所希望者へのサービス向上の観点から、今後の運用の中で対応を検討する。
9	運営 基準	特養	社会福祉法人 減免	—	社会福祉法人減免の実施について規定することを検討。	規定なし	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉法人減免は、事業者側の費用負担も一定程度あり、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成23年度から公募要件に社会福祉法人減免の実施を付して対応している。
10	運営 基準	特養	福祉避難所 の設置	—	福祉避難所の設置について規定することを検討。	規定なし	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 利用者の処遇に直接関わらないことから、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成24年度から公募要件に福祉避難所の設置を付して対応している。
3 現行の国基準どおり・・・17項目								
1	人員 基準	全般	職員の配置	従うべき基準	職員配置の増について検討。 ①看護介護職員 （入所者2.5人につき1人にする等） ②リハビリ職員等 ③看護職員の夜間配置 ④生活相談員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等 ③配置基準なし ④入所者100人につき1人等	15	職員配置の増については、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
2	人員 基準	グループ ホーム 小規模	職員の配置	従うべき基準	職員配置の緩和について検討。 ①グループホームや小規模多機能型の人員基準にある、日中の延べ配置時間の規定を廃止。 ②ユニット毎に管理者を常勤専従とする規定を廃止。	①利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定がある。 ②ユニット毎に常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当ユニットの他の職務に従事し、同一敷地内にある他事業所の職務に従事できる。	2	職員配置の緩和については、利用者処遇の低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
3	設備 基準	施設系	施設系の ユニット定員	参酌すべき基準	定員の明確化を検討。	おおむね10人以下。	—	福岡市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき特段の事情はないことから、現行の国基準どおりとする。
4	設備 基準	短期入所	利用定員	標準	利用定員の緩和を検討。	単独型は利用定員20人以上。	—	平成19年の消防法施行令の改正により、275㎡以上の施設についてはスプリンクラーの設置が義務づけられているが、20人未満の短期入所施設では、275㎡未満となり、消防法の安全に関する規定が緩和されることから、安全性が確保できなくなる。 また、小規模定員の事業所では、サービス運営の安定性や人員基準を満たす面から課題があることから、現行の国基準どおりとする。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
5	設備 基準	通所系	設備の規定	—	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を 検討。	規定なし	4	レンタカー等を使用している事業所もあるため、一律の義務付け は適当でなく、現行の国基準どおりとする。
6	設備 基準	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と、通所介護の施 設は専用とせず、相互で利用できるよう 設備要件の緩和を検討。	専用とすること、ただし介護の 提供に支障がない場合はこの限 りでない。（認知症対応型通所 介護）	1	ただし書きで介護の提供に支障がない場合は利用を認められてお り、それ以上の要件緩和は利用者処遇の低下を招くため、現行の 国基準どおりとする。
7	設備 基準	施設系	施設における 廊下幅要件	参酌すべき基準	廊下の一部を拡張することにより、入所 者、従業員等の往来に支障がない場合は 片廊下の幅1.5m以上、中廊下の幅1.8m 以上。 （ユニット型の基準に合わせる）	※特別養護老人ホーム、介護老 人保健施設 【従来型】 片廊下の幅 1.8m以上、 中廊下の幅 2.7m以上 【ユニット型】 片廊下の幅 1.5m以上、 中廊下の幅 1.8m以上 ・国の解釈通知に「ユニット型 特別養護老人ホームにあって は、多数の入居者や従業員が日 常的に一度に移動することはい ないことから、廊下の幅の一律 の規制を緩和する。」とされて おり、アルコーブを設けること などにより、入居者、従業員等 がすれ違う際にも支障が生じな いと想定している。 ・ユニット型介護老人保健施設 にも国の解釈通知で同様に示 されている。	—	国の解釈通知に「介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者 の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出 の確保を考慮して定められたものである。」とされており、安全 性確保の観点から現行の国基準どおりとする。
8	運営 基準	老健	入退所	参酌すべき基準	退所に際して、地域包括支援センターと の連携の追加を検討。（地域包括ケアに 向けた対応）	居宅介護支援事業者・主治の医 師・保健医療サービス等との連 携に努めなければならない。	—	介護老人保健施設を退所して在宅復帰する人の多くは居宅介護支 援事業所と連携している。地域包括支援センターとの連携につい ては、現状でも必要に応じて連携しているため、現行の国基準ど おりとする。
9	運営 基準	通所系	利用料等の受領	—	「事業の実施地域以外の地域に居住する 利用者に対して行う送迎に要する費用」 について基準化してほしい。	規定なし	1	国の解釈通知に「費用については、実費相当分を設定すること」 とされているため、現行の国基準どおりとする。

介護サービス事業等の条例案作成についての検討項目及び対応の方向性(案)

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
10	運営 基準	地域密着型	取扱方針の 外部評価	参酌すべき基準	外部評価は、介護サービス情報公表と重複するので、どちらかに統一してほしい。	自ら提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1	外部評価は、事業者が行うサービスの客観性を高め、サービスの向上を図るものである一方、介護サービス情報公表は、利用者のサービス選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものである。両制度の統一は、利用者サービスの低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
11	運営 基準	施設系 短期入所 特定施設	介護における 入浴の回数	参酌すべき基準	入浴回数の増を検討。	週2回以上の入浴・清拭。	—	入浴回数を増やすことは、入浴介助に従事する職員を加配する日が増加するなど、人件費増につながり、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
12	運営 基準	夜間対応型 訪問介護	事業の連携	—	夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態を創設できないか。	規定なし	1	サービスの創設は条例委任の対象外。 なお、平成24年度に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」は同様のサービスと考えるため、現行の国基準どおりとする。
13	運営 基準	訪問介護	居宅サービス 計画の取扱い	参酌すべき基準	事前に計画された居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成することが必要とされているが、居宅サービス計画の内容に縛られず、訪問介護計画を柔軟に変更できるようにしてほしい。	訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供しなければならない。	1	居宅サービス計画は、ケアマネジャーが利用者の希望と状況を把握し、サービス担当者会議を経て、利用者の同意のもと作成されるものであり、居宅サービス計画に沿わない自由なサービス提供は、介護保険制度の趣旨に添わないため、現行の国基準どおりとする。
14	介護 報酬	グループ ホーム	医療連携 体制加算	—	介護報酬加算要件の緩和を検討。 医療連携体制加算は、准看護師でも可と してほしい。	規定なし （医療連携体制加算は、正看護師の配置を要件としている。）	1	介護報酬の加算要件の緩和は条例委任の対象外。
15	介護 報酬	訪問リハビリ テーション	訪問リハビリ テーション 計画における 医師の指示	—	訪問リハビリテーションは当該事業所の医師の診療に基づきサービスを提供することとなっているが、主治医（かかりつけ医）の指示だけでもサービスを提供できるようにしてほしい。	規定なし （訪問リハビリテーションの計画は、当該事業所の医師の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。）	1	介護報酬の算定要件の緩和は条例委任の対象外。
16	—	通所系	通所介護等の 開設規制	—	通所介護や通所リハビリテーションの開設は、特定施設等の総量規制のように、事業所が多い地域には規制してほしい。	規定なし	1	事業所の開設申請に制限を設けることは、条例委任の対象外。
17	—	特養	特別養護老人 ホームを 設置できる 法人の緩和	—	特別養護老人ホームの設置は、社会福祉法人等だけではなく、介護実績のある民間法人にも緩和してほしい。	規定なし （特別養護老人ホームを設置できるのは、社会福祉法人等。 （老人福祉法））	1	特別養護老人ホームを設置できる法人の資格は、条例委任の対象外。

意見件数合計 48

介護サービス事業等の基準に関する条例の形式について

介護サービス事業等の基準に関する条例の形式について

条例の形式

国の基準で定められた事項のうち、内容が重要なものは条例で定め、それ以外のものは規則で定める。

(理由)

- ・基準省令の改正や、社会情勢の変化に対し、迅速な対応が可能である。
- ・条例、規則(、要綱)として体系化することにより、実用的な基準を制定できる。

参 考

＜指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の場合＞

条例	規則	省令
第1章 趣旨及び基本方針 (基本方針)		第1章 趣旨及び基本方針
第1条 (略)		(基本方針)
第2章 人員に関する基準 (従業者の員数)	(従業員の配置の基準)	第1条の2 (略)
第2条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる職員を福岡市規則で定める基準により置かなければならない。	第〇条 条例第2条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。	第2章 人員に関する基準
(1) 医師	(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	(従業者の員数)
(2) 生活相談員	(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	第2条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。
(以下省略)	(以下省略)	(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
		(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
		(以下省略)